

処 分 基 準 (公 表 用)

様式第 4 号

所管部(局)・課(室) 生活衛生課

法 令 名	住宅宿泊事業法	法令の番号	平成 2 9 法律第 6 5 号		
手 続 名	業務改善命令 (1 / 2)	根 拠 条 項	第 1 5 条、第 4 1 条第 2 項		
処 分 基 準	<p>第 1 住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、住宅宿泊事業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(住宅宿泊事業者に求められる措置)</p> <p>1 届出住宅における宿泊者の衛生の確保のための以下の措置</p> <p>(1) 住宅宿泊事業の用に供する各居室の床面積に応じた宿泊者数の制限 (1 人当たり 3.3 m²以上)</p> <p>(2) 定期的な清掃及び換気</p> <p>2 届出住宅における宿泊者の安全の確保のための以下の措置</p> <p>(1) 非常用照明器具の設置</p> <p>(2) 避難経路の表示</p> <p>(3) その他、国土交通大臣が定める措置</p> <p>3 外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保のための以下の措置</p> <p>(1) 届出住宅の設備の使用方法に関する外国語での案内</p> <p>(2) 移動のための交通手段に関する情報の外国語での提供</p> <p>(3) 火災、地震その他の災害が発生した場合における通報連絡先に関する外国語での案内</p> <p>(4) その他、外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保のために必要な措置</p> <p>4 宿泊者名簿の備付け等</p> <p>(1) 宿泊者の氏名、住所、職業及び宿泊日 (国外居住の外国人宿泊者の場合は国籍及び旅券番号も) を記載した宿泊者名簿を備えておくこと。</p> <p>(2) 宿泊者名簿は、正確な記載を確保するための措置 (宿泊者本人の対面確認等) を講じた上で作成し、作成日から 3 年間保存すること。</p> <p>(3) 宿泊者名簿は、届出住宅、住宅宿泊事業者の営業所又は事務所のいずれかに備えておくこと。</p> <p>(4) 宿泊者名簿は、都道府県知事の要求があった場合は提出しなければならない。</p> <p>5 周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明</p> <p>宿泊者に対し、以下の事項について書面の備付け等の適切な方法により (外国人宿泊客に対しては外国語で) 説明すること。</p> <p>(1) 騒音の防止のために配慮すべき事項</p> <p>(2) ごみの処理に関し配慮すべき事項</p> <p>(3) 火災の防止のために配慮すべき事項</p> <p>(4) その他、周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項</p> <p>6 苦情等への対応</p> <p>周辺地域の住民からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速に対応すること。</p>				
	対 応 区 分	1 聴聞の実施 弁明の機会の付与	処理 機関	保健福祉事務所	交付 機関
					目次 NO

処 分 基 準 (公 表 用)

様式第 4 号

所管部(局)・課(室) 生活衛生課

法 令 名	住宅宿泊事業法	法令の番号	平成 2 9 法律第 6 5 号				
手 続 名	業務改善命令(1 / 2)	根 拠 条 項	第 1 5 条、第 4 1 条第 2 項				
処 分 基 準	<p>7 住宅宿泊管理業務の委託</p> <p>(1) 以下のいずれかに該当する場合は、届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を、一の住宅宿泊管理者に委託しなければならない。</p> <p>ア 届出住宅の居室の数が、6 以上であるとき</p> <p>イ 届出住宅に人を宿泊させる間、不在(日常生活を営む上で通常行われる行為に要する時間の範囲内の不在を除く)となるとき</p> <p>ただし、以下のいずれかに該当する場合は除く。</p> <p>(ア) 住宅宿泊事業者が、届出住宅と同一の建物内又は同一敷地内、隣接地に住んでいる場合(住宅宿泊事業者が届出住宅からの騒音等による生活環境の悪化を認識することができないことが明らかである場合を除く)</p> <p>(イ) 住宅宿泊管理業務を住宅宿泊事業者が自ら行う居室の数が 5 以下であるとき</p> <p>(2) 委託する場合は、以下により行うこと。</p> <p>ア 届出住宅に係る住宅宿泊管理業務の全部を契約により委託すること。</p> <p>イ 委託しようとする住宅宿泊管理者に対し、予め住宅宿泊事業の届出書及び添付書類の内容を通知すること。</p> <p>8 宿泊サービス提供契約の締結の代理等の委託</p> <p>宿泊者に対する届出住宅における宿泊のサービスの提供に係る契約の締結の代理又は媒介を他人に委託するときは、住宅宿泊仲介業者又は旅行業者に委託しなければならない。</p> <p>この場合、住宅宿泊仲介業者又は旅行業者に対し、届出番号を通知しなければならない。</p> <p>9 標識の掲示</p> <p>届出住宅ごとに、公衆の見やすい場所に、所定の様式による標識を掲げなければならない。</p> <p>1 0 都道府県知事への定期報告</p> <p>届出住宅ごとに以下のとおり、定期的に、都道府県知事に報告しなければならない。</p> <p>(1) 報告する項目</p> <p>ア 人を宿泊させた日数</p> <p>イ 宿泊者数</p> <p>ウ 延べ宿泊者数</p> <p>エ 国籍別の宿泊者数の内訳</p> <p>(2) 報告は毎年 2 月、4 月、6 月、8 月、10 月及び 12 月の 15 日までに行うこと。</p> <p>1 1 届出事項変更届出書の提出</p> <p>住宅宿泊事業者は、住宅宿泊事業法第 3 条第 4 項に基づき届出事項の変更があったとき又は変更しようとするときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>第 2 住宅宿泊管理業(住宅宿泊管理者が委託を受けた届出住宅における住宅宿泊管理業務のうち、第 1 の 1 から 6 までに掲げる業務に限る)の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、県内で住宅宿泊管理業を営む住宅宿泊管理者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>						
	対 応 区 分	1 聴聞の実施 弁明の機会の付与	処理 機関	保健福祉事務所	交付 機関	保健福祉事務所	目次 NO